

田文教第3号  
令和6年4月15日

田尻町議会議長 金田 裕治 様

田尻町長 栗山 美政

再議書

令和6年田尻町議会第1回臨時会において、4月15日に議決された「発議第3号 田尻駅上広場に（仮称）田尻町総合文化センター建設計画の廃止の是非を問う住民投票条例制定の件」については、次の理由により異議があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第176条第1項の規定に基づき、再議に付するものであります。

○理由

1. 田尻駅上広場に（仮称）田尻町総合文化センターを建設すること（以下「総合文化センター建設」という。）は、人生100年時代の到来に向けて、住民がより長期にわたり豊かな人生を送るために、住民の生活の質を高め、幸せを実感できる生涯学習のまちづくりを推進させるためであります。総合文化センターは、住民がいきいきと豊かな人生を送ることができるよう、教養、文化、スポーツや芸術などの活動に生涯を通して取り組み続けることができる拠点となり、また、津波高潮にも有効な避難所となることから、住民の生命や財産を守る防災機能を兼ね備えた次世代へ繋ぐべき施設であります。総合文化センター建設については、令和2年度より、アンケートやワークショップなどにより、住民の意見を取り入れ、住民や議員の皆さんと議論を積み重ね、現在に至っております。

町としましては、今回議決された条例の目的である住民の意思を確認することについて、令和5年11月の町長選挙の結果により、総合文化センター建設に賛成する住民の意思を確認できているものと考えております。

2. 町政に対する住民の意向の把握や施策への反映は、住民による選挙で選ばれた代表者である町長と、同じく選挙で選ばれた議員とが議会の場で協議し、合意形成を経て実施するものであり、総合文化センター建設についても、住民の意見を十分踏まえつつ、議会の場において議論すべきものであります。

町としましては、令和5年5月に5名の議員の賛成により採択された決議で、総合文化センターを建設する計画について有識者をまじえて議論するよう要望されたことを真摯に受けとめ、有識者による専門家委員会を設けるための議案を令和6年3月に上程いたしましたが、同じ5名の議員は賛同されませんでした。

町としましては、議会の場において十分な議論が行われていない中、住民に議

論・検討の結果などを提示せず、総合文化センター建設計画の廃止の是非の判断を委ねる住民投票は、適当でないと考えております。

3. 今回議決された条例第1条の条文にある「(仮称) 田尻町総合文化センター建設計画を廃止し、一貫教育施設建設計画に集約・複合化を求める決議」は、令和6年3月27日に、5名の議員の賛成により採択されたものであります。その内容は、「現教育施設を町の中心市街地であり現地建替えを決定した地で、利便性の向上や効率化、建設・運営コスト削減のため、一貫教育施設に集約・複合化し、あらゆる災害から町民を守る施設建設を求める。」となっており、町がこれまで、有識者、学校関係者、保護者を交え、田尻一貫教育の基本方針や基本理念、めざす子どもの姿、理想とする学校像など整理検討し、議論を積み重ねてきた内容を踏まえ検討されたものではなく、住民の意思を確認されたものとも言い難いものであると考えております。

また、令和6年3月5日、田尻町議会議長あてに、住民から請願された「田尻町総合文化センター建設に関する請願書」は、1,332名もの住民から一刻も早く総合文化センター建設を推進してほしいとの住民の願いでありましたが、その住民の意思に対し、5名の議員の賛同が得られず、採択されておりません。

町としましては、住民の意思を確認したとは言い難い決議を可決し、住民の意思である請願は採択しない、にもかかわらず住民投票により住民の意思を確認するという議会の考え方には矛盾が生じているように思われるを得ません。

以上のことから、令和6年田尻町議会第1回臨時会で議決された「発議第3号 田尻駅上広場に(仮称)田尻町総合文化センター建設計画の廃止の是非を問う住民投票条例制定の件」については、異議があるため、再議に付するものであります。